

## 武蔵野市地域医療の在り方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）を踏まえた武蔵野市における地域医療の包括的な方針（以下「方針」という。）を策定するため、武蔵野市地域医療の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市区町村の役割である初期救急医療及び医療機能の分化に関する事項
- (2) 在宅療養生活の継続を図るうえでの医療分野と介護分野との連携強化に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方針の策定について市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員16人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般社団法人武蔵野市医師会の会員
- (3) 公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会の会員
- (4) 一般社団法人武蔵野市薬剤師会の会員
- (5) 武蔵野赤十字病院長が推薦する者
- (6) 居宅介護支援事業者の関係者
- (7) 訪問看護ステーションの職員
- (8) 武蔵野市在宅介護支援センターの職員
- (9) 公益財団法人武蔵野健康づくり事業団の職員
- (10) 武蔵野市地域包括支援センターの職員
- (11) 武蔵野市基幹相談支援センターの職員
- (12) 東京都多摩府中保健所の職員
- (13) 健康福祉部長
- (14) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選に

よりこれを定め、副委員長は委員長が委員の中からこれを指名する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域支援課及び健康福祉部健康課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。